EDINET提出書類 株式会社 良品計画(E03248) 訂正有価証券届出書(参照方式)

# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】関東財務局長【提出日】2024年10月11日【会社名】株式会社良品計画

【英訳名】 RYOHIN KEIKAKU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堂前 宣夫

【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽二丁目5番1号 住友不動産飯田橋ファーストビル

【電話番号】 (03)6699-7358 (ダイヤル・イン)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部管掌 堀口 健太

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目5番1号 住友不動産飯田橋ファーストビル

【電話番号】(03)6699-7358 (ダイヤル・イン)【事務連絡者氏名】執行役員経営企画部管掌 堀口 健太

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 2,753,752,950円

(注) 募集金額は、2024年9月25日提出の有価証券届出書提出日にお

ける会社法上の払込金額の総額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

EDINET提出書類 株式会社 良品計画(E03248) 訂正有価証券届出書(参照方式)

# 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2024年10月11日に2024年8月期(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)の連結業績を公表いたしました。これに伴い、2024年9月25日に提出した有価証券届出書について、当該連結業績の概要を添付書類に追加し、必要な修正をするため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

# 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

3 臨時報告書

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

2024年8月期(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)の連結業績の概要

# 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

### 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

#### 3【臨時報告書】

(訂正前)

- 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年9月25日)までに、以下の臨時報告書を提出
- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年11月24日関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を2024年4月8日関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第2号の2の規定に基づき臨時報告書を2024年9月25日関東財務局長に提出

#### (訂正後)

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書<u>の訂正届出書</u>提出日(2024年<u>10月11日</u>)までに、以下の臨時報告書 を提出

- (1)金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年11月24日関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を2024年4月8日関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第2号の2の規定に基づき臨時報告書を2024年9月25日関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての第45期有価証券報告書及び第46期第3四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年9月25日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日 (2024年 9月25日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

#### (訂正後)

上記に掲げた参照書類としての第45期有価証券報告書及び第46期第3四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書<u>の訂正</u>届出書提出日(2024年10月11日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書<u>の訂正届出書</u>提出日(2024年<u>10月11日</u>)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。